

札幌市東消防署からのお知らせ

平成31年10月から

すべての飲食店に面積に応じた 消火器具の設置が義務となります。

現在、札幌市では、

- ① 面積が150㎡以上の飲食店
- ② 面積が150㎡未満の飲食店で小規模ガスコンロ等の設置をしている等の施設に消火器具の設置が義務付けられています。

この度の法令改正により、②のケースで消火器を設置している施設は、



平成31年10月までに消火器の増設、取り替え等が必要になる場合があります。

現 行

飲食店の厨房やガスコンロの
設置場所に**消火器具が1個必要**



改 正 後

飲食店の**面積に応じた能力単位**
の消火器具が必要

<能力単位とは>

消火器は、大きさや消火薬剤などに応じて、それぞれ消火能力をあらわす単位が示されています。

これまでは、面積150㎡未満の飲食店（ガスコンロ等有）では、消火器が1本あれば能力単位は問わないこととされていますが、法令改正後は面積に応じた能力単位の消火器具が必要となります。

例) 木造120㎡の飲食店 必要な能力単位⇒2



能力単位は消火器に表示されています。

※普通火災（A火災）用として「A-●」の数字が能力単位となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、増設、取り替え等の必要はありません。

- 火を使用する設備等を設けていない場合（IHコンロのみの場合など）
- 火を使用する設備等に次のいずれかの装置等を設けた場合
 - ・ 調理油過熱防止装置
 - ・ 自動消火装置



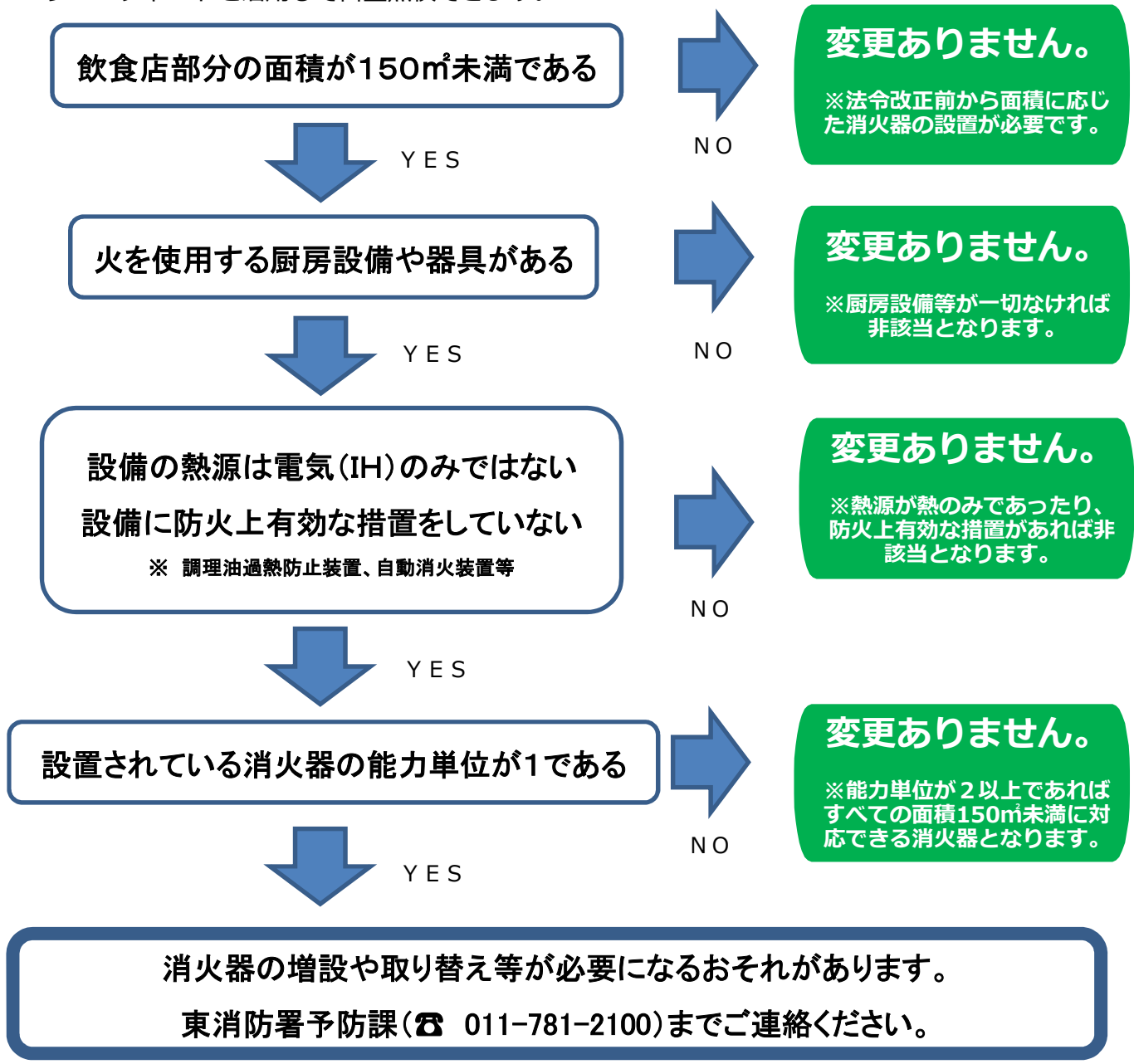
発行・問い合わせ先：札幌市東消防署予防課

〒065-0024 札幌市東区北24条東17丁目

☎ 011-781-2100

かんたん自主点検フローチャート

平成31年10月の法令改正で自分の飲食店が消火器の増設、取り替え等が必要になるのかを次のフローチャートを活用して自主点検できます。



<消火器の規格改正>

平成23年に消火器の規格が改正され、旧規格の消火器については現在、特例期間として使用が認められています。

今回、消火器をチェックしたときに、右図の旧規格マークが表示されている場合、

平成33年12月末までに取り替え等が必要です。

